

## 交通切符事件処理規程

(昭和 45 年 8 月 20 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

改正 昭和 46 年 11 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 29 号 昭和 48 年 8 月 2 日神奈川県警察本部訓令第 12 号  
昭和 49 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号 昭和 53 年 11 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 17 号  
平成 3 年 6 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 16 号 平成 4 年 3 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 19 号  
平成 4 年 7 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 30 号 平成 6 年 5 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 17 号  
平成 14 年 5 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 21 号 平成 16 年 6 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 7 号  
平成 16 年 12 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 19 号 平成 19 年 1 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 2 号  
平成 19 年 9 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 21 号 平成 20 年 5 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 15 号  
平成 29 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 5 号 平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号

交通切符事件処理規程を次のように定める。

### 交通切符事件処理規程

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、神奈川県警察における道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)違反事件(物の損壊のみの交通事故を含む。)及び自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和 37 年法律第 145 号)第 11 条第 2 項違反事件(以下「交通事件」という。)を迅速に処理するための共用書式(以下「交通切符」という。)による処理手続(以下「交通切符制度」という。)を適正かつ迅速に行うため必要な事項を定めるものとする。

(交通切符の様式等)

第 2 条 交通切符の様式等は、別に定める。

(交通切符制度を適用しない交通事件)

第 3 条 交通事件のうち次の各号に掲げる事件は、交通切符制度は適用しない。

- (1) 交通反則通告制度の適用を受ける事件
- (2) 別表に掲げる罪種に係る事件
- (3) 無免許運転、酒酔い運転及び高度の速度超過等の違反で、犯情、犯歴に照らして自由刑が相当と認められる事件
- (4) 外国人(在日韓国人、在日朝鮮人及び日本語を理解することができる外国人を除く。)の犯した事件
- (5) その他この制度によることが適当でないと認められる事件

(交通切符の貸与及び携帯)

第 4 条 交通部交通総務課、交通部駐車対策課、交通部第一交通機動隊、交通部第二交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊、地域部自動車警ら隊、地域部鉄道警察隊及び警察署の長(以下「所属長」という。)は、日常の警察活動において交通事件の指導取締りに従事する所属の警察官及び交通の指導取締りのため応援派遣された警察官に交通切符を貸与するものとする。

2 交通部交通総務課、交通部駐車対策課、交通部第一交通機動隊、交通部第二交通機動隊及び交通部高速道路交通警察隊の隊員(以下「交通機動隊員」という。)、警察署の交通課に勤務する警察官(以下「交通課員」という。)並びに交番、駐在所、警ら用無線自動車、警備派出所、移動交番車及び鉄道警察隊の小隊の地域警察官(以下「地域警察官」という。)は、次の各号に掲げる勤務に従事する場合は、交通切符を携帯しなければならない。ただし、所属長が特に指示した場合は、この限りでない。

(1) 交通機動隊員 交通の指導取締りに従事するとき。

(2) 交通課員 交通の指導取締りに従事するとき。

(3) 地域警察官 警ら活動に従事するとき。

(交通指導課分室の設置)

第5条 横浜市保土ヶ谷区岡沢町239番地に交通部交通指導課分室(以下「分室」という。)を設置し、所要の警察官及び一般職員を常駐させる。

2 前項の分室に勤務する警察官及び一般職員は、第8条及び別に定める事務を処理するものとする。

(取締り警察官の処置)

第6条 交通事件を取り締つた警察官(以下「取締り警察官」という。)は、その事件が交通切符制度を適用する交通事件に該当し、かつ、送致を相当と認めた場合は、別に定める手続により、交通切符を使用して処置しなければならない。

(所属長の処置)

第7条 所属長は、取締り警察官から交通切符を使用した事件の報告を受けた場合は、違反内容及び交通切符の記入状況を点検した上、別に定める手続により処置するものとする。

(交通指導課長の処置)

第8条 交通部交通指導課長(以下「交通指導課長」という。)は、交通切符を処理する各簡易裁判所庁内の警察官室に出頭した違反者について、人定確認その他所定の手続をした上、それぞれの裁判所に対応する区検察庁の検察官に事件を送致するものとする。

2 交通指導課長は、出頭しない違反者については、はがき、呼出状等で出頭を促がすとともに、再三の出頭要求にも応じない者には逮捕状の発付を受けてこれを執行する等適切な措置を講じなければならない。ただし、特別な事情があるときは、違反者の住所地、勤務先等を管轄する警察署長に呼出状の交付、逮捕状の執行等を依頼することができる。

(依頼を受けた警察署長の処置)

第9条 前条第2項ただし書の規定により交通指導課長から呼出状の交付、逮捕状の執行等の依頼を受けた警察署長は、速やかにこれを交付し、又は執行し、交通指導課長に回答又は引き継がなければならない。

(実施の細部事項)

第 10 条 この訓令の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、昭和 45 年 8 月 20 日から施行する。
- 2 交通切符制度の実施に伴う道路交通法等違反事件処理規程(昭和 39 年神奈川県警察本部訓令第 2 号)は、廃止する。

附 則(昭和 46 年 11 月 15 日神奈川県警察本部訓令第 29 号)

この訓令は、昭和 46 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年 8 月 2 日神奈川県警察本部訓令第 12 号)

この訓令は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 4 月 1 日神奈川県警察本部訓令第 6 号)抄

- 1 この訓令は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。〔後略〕

附 則(昭和 53 年 11 月 30 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 6 月 21 日神奈川県警察本部訓令第 16 号)

この訓令は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 3 月 17 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 4 年 7 月 8 日神奈川県警察本部訓令第 30 号)

この訓令は、平成 4 年 7 月 8 日から施行する。

附 則(平成 6 年 5 月 6 日神奈川県警察本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則(平成 14 年 5 月 31 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 6 月 24 日神奈川県警察本部訓令第 7 号)

この訓令は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 28 日神奈川県警察本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 1 月 22 日神奈川県警察本部訓令第 2 号)

この訓令は、平成 19 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 9 月 18 日神奈川県警察本部訓令第 21 号)

この訓令は、平成 19 年 9 月 19 日から施行する。

附 則(平成 20 年 5 月 27 日神奈川県警察本部訓令第 15 号)

この訓令は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 10 日神奈川県警察本部訓令第 5 号)

この訓令は、平成 29 年 3 月 12 日から施行する。

附 則(平成 31 年 3 月 26 日神奈川県警察本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

#### 別表(第 3 条関係)

交通切符の適用を除外する罪種(( )内は、道路交通法の条名を示す。)

- (1) 行列等の通行区分違反の罪(第 11 条第 1 項、第 121 条第 1 項第 2 号・第 11 条第 2 項、第 3 項、第 121 条第 1 項第 3 号)
- (2) 駐車違反に対する警察官等の命令に従わない罪(第 51 条第 1 項、第 119 条第 1 項第 3 号)
- (3) 車輪止め装置の破損及び取り除きの罪(第 51 条の 2 第 10 項、第 117 条の 5 第 2 号)
- (4) 積載物の重量の測定拒否等の罪(第 58 条の 2、第 119 条第 1 項第 3 号の 3)
- (5) 過積載車両に対する措置命令違反の罪(第 58 条の 3 第 1 項、第 2 項、第 119 条第 1 項第 3 号の 4)
- (6) 過積載車両の運転の要求等の禁止命令違反の罪(第 58 条の 5 第 2 項、第 118 条第 1 項第 3 号)
- (7) 警察官の行う危険防止の措置命令に従わない罪(第 61 条、第 119 条第 1 項第 4 号)
- (8) 整備不良車両の運転の禁止に違反する罪(下命者)(第 62 条、第 119 条第 1 項第 5 号)
- (9) 車両の検査に関する警察官の停止等に従わない罪(第 63 条第 1 項、第 119 条第 1 項第 6 号)
- (10) 整備不良車両等に対する警察官の措置命令等に従わない罪(第 63 条第 2 項、第 119 条第 1 項第 7 号)

- (1 故障車両の標章を破損する等の罪(第 63 条第 7 項、第 121 条第 1 項第 9 号)
  - 1)
- (1 運行記録計を備えていないか調整されていない車両の運転違反の罪(下命者)(第 62 条の 2 第 1 項、第 121 条第 1 項第 9 号の 2)
  - 2)
- (1 運行記録計による記録保存義務違反の罪(第 63 条の 2 第 2 項、第 121 条第 1 項第 3) 9 号の 2)
  - 3)
- (1 酒気帯び運転又は酒酔い運転(以下「酒気帯び運転等」という。)をすることとなるおそれのある者に対して車両等を提供する罪(第 65 条第 2 項、第 117 条の 2 第 2 号、第 117 条の 2 の 2 第 2 号)
  - 4)
- (1 酒気帯び運転等をすることとなるおそれのある者に対して酒類を提供する罪(第 65 条第 3 項、第 117 条の 2 の 2 第 3 号、第 117 条の 3 の 2 第 1 号)
  - 5)
- (1 要求又は依頼をして、酒気帯び運転等をすることとなる車両に同乗する罪(第 65 条第 4 項、第 117 条の 2 の 2 第 4 号、第 117 条の 3 の 2 第 2 号)
  - 6)
- (1 過労運転等の禁止違反の罪(第 66 条、第 117 条の 2 第 3 号、第 117 条の 2 の 2 第 7) 5 号)
  - 7)
- (1 車両等に対する警察官の停止に従わない罪(第 67 条第 1 項、第 119 条第 1 項第 8) 8 号)
  - 8)
- (1 警察官の呼気検査を拒み、又は妨げた罪(第 67 条第 3 項、第 118 条の 2)
  - 9)
- (2 共同危険行為等の禁止(第 68 条、第 117 条の 3)
  - 0)
- (2 交通事故の場合の措置違反の罪(第 72 条第 1 項前段、第 117 条第 1 項、第 2 項、第 117 条の 5 第 1 号)
  - 1)
- (2 交通事故の場合の報告義務違反の罪(第 72 条第 1 項後段、第 119 条第 1 項第 10) 2) 号)
  - 2)
- (2 交通事故の場合の運転者に対する命令違反の罪(第 72 条第 2 項、第 120 条第 1 項第 3) 第 11 号の 2)
  - 3)
- (2 運転者の行う交通事故の措置等を妨げる罪(第 73 条、第 120 条第 1 項第 9 号)
  - 4)
- (2 安全運転管理者等の選任、解任届出義務違反の罪(第 74 条の 3 第 5 項、第 121 条第 1 項第 9 号の 2)
  - 5)
- (2 安全運転管理者等の選任、解任命令違反の罪(第 74 条の 3 第 4 項、第 6 項、第 120 条第 1 項第 11 号の 3)
  - 6)
- (2 自動車の使用者の義務違反の罪(第 75 条第 1 項、第 117 条の 2 第 4 号、第 5 号、第 117 条の 2 の 2 第 6 号、第 7 号、第 117 条の 4 第 3 号、第 118 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 119 条第 1 項第 11 号、第 119 条の 2 第 1 項第 3 号)
  - 7)
- (2 自動車の使用制限命令違反の罪(第 75 条第 2 項、第 119 条第 1 項第 12 号)
  - 8)
- (2 自動車運転禁止標章の破損の罪(第 75 条第 11 項、第 121 条第 1 項第 9 号)
  - 9)

- (3 0) 高速自動車国道における駐車違反車両に対する警察官の命令に従わない罪(第 75 条の 8 第 2 項、第 119 条第 1 項第 3 号)
- (3 1) 信号機をみだりに設置する罪(第 76 条第 1 項、第 118 条第 1 項第 6 号)
- (3 2) 信号機の効用を妨害する工作物等を設置する罪(第 76 条第 2 項、第 118 条第 1 項第 6 号)
- (3 3) 道路上に物件を放置する罪(第 76 条第 3 項、第 119 条第 1 項第 12 号の 4)
- (3 4) 酒に酔つて道路上で交通の妨害となる程度にふらつく罪(第 76 条第 4 項第 1 号、第 120 条第 1 項第 9 号)
- (3 5) 道路上に交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しやがみ、又は立ちどまる罪(第 76 条第 4 項第 2 号、第 120 条第 1 項第 9 号)
- (3 6) 道路上に危険な物件を投げ、又は発射する罪(第 76 条第 4 項第 4 号、第 120 条第 1 項第 9 号)
- (3 7) 進行中の車両等から物件を投げる罪(第 76 条第 4 項第 5 号、第 120 条第 1 項第 9 号)
- (3 8) 公安委員会の定める道路における危険又は著しく交通の妨害となる罪(第 76 条第 4 項第 7 号、第 120 条第 1 項第 9 号)
- (3 9) 無許可道路使用の罪(第 77 条第 1 項第 4 号、第 119 条第 1 項第 12 号の 4)
- (4 0) 道路使用の許可条件違反の罪(第 77 条第 3 項、第 4 項、第 119 条第 1 項第 13 号)
- (4 1) 道路使用満了時等における道路の原状回復義務違反の罪(第 77 条第 7 項、第 120 条第 1 項第 13 号)
- (4 2) 道路使用許可証の記載事項変更届出義務違反の罪(第 78 条第 4 項、第 121 条第 1 項第 9 号)
- (4 3) 違法工作物等に対する措置命令違反の罪(第 81 条第 1 項、第 119 条第 1 項第 14 号)
- (4 4) 沿道の工作物等に関する危険防止措置命令に従わない罪(第 82 条第 1 項、第 119 条第 1 項第 14 号)
- (4 5) 運転免許証の提示義務違反の罪(第 95 条第 2 項、第 120 条第 1 項第 9 号)
- (4 6) 仮停止者の運転免許不提出の罪(第 103 条の 2 第 3 項、第 121 条第 1 項第 9 号)
- (4 7) 運転免許証返納義務違反の罪(第 107 条第 1 項、第 3 項、第 121 条第 1 項第 9 号)
- (4 8) 国際運転免許証及び国外運転免許証に関する罪(第 107 条の 3 後段、第 120 条第 1 項第 9 号・第 107 条の 5 第 4 項、第 6 項、第 9 項、第 121 条第 1 項第 9 号・第 107 条の 10 第 1 項、第 2 項、第 121 条第 1 項第 9 号)
- (4 ) 信号機の損壊等による道路交通に危険を生じさせる罪(第 115 条)

- 9)
- (5 0) 運転者の業務上過失建造物損壊罪(第 116 条)
- (5 1) 行政処分期間中の者の国際運転免許証による運転の罪(第 117 条の 4 第 2 号)
- (5 2) 免許証等の不正交付、譲渡、貸与罪(第 120 条第 1 項第 15 号)
- (5 3) 両罰規定(第 123 条)及び共犯関係